

鹿児島港本港区景観ガイドライン(案)について

1 背景と現状

鹿児島港本港区エリアについては、良好な景観形成を図る必要があることから、同エリア一帯の景観デザインについて、基本的な方向性を示すため、景観・屋外広告物などを所管している県・市の行政関係者や、建築やデザイン等の知見を有する有識者で構成する調整会議を設置し、「景観ガイドライン」の策定を進めているところ。

2 これまでの検討状況

- ・景観デザインへの配慮を検討すべき項目（案）
 - 令和5年7月 第1回調整会議【意見交換】
 - 〃 9月 第5回利活用に係る検討委員会【報告】

- ・ガイドライン（たたき台）
 - 令和5年8月 第2回調整会議【意見交換】
 - 〃 9月 第5回利活用に係る検討委員会【報告】

- ・ガイドライン（素案）
 - 令和5年9月 第3回県議会【報告】
 - 〃 10月 第3回調整会議【意見交換】
 - 〃 10月 パブリックコメントの実施（実施期間：10/6～11/6）
 - 〃 11月 第6回利活用に係る検討委員会【報告】

- ・ガイドライン（案）
 - 令和5年11月 第4回調整会議【意見交換】
 - 〃 12月 第4回県議会【報告】
 - 〃 12月 第7回利活用に係る検討委員会【報告】

3 ガイドライン(案)の概要

- ・ガイドラインの位置づけ，同エリアのまちづくりの考え方
- ・対象区域
- ・配慮の方針
- ・回遊動線と視点場の設定
- ・配慮する事項（建築高さ，見通し確保に関する事項など）

4 今後のスケジュール

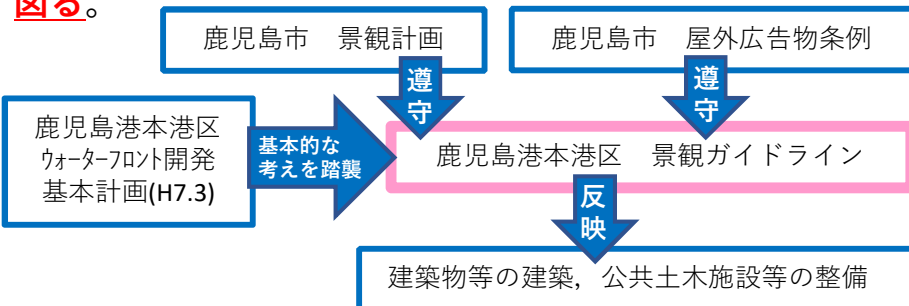
令和5年12月末を目処 ガイドラインの策定

鹿児島港本港区 景観ガイドライン(案) -たたずみの場・のぞみの場をつむぐ人、めぐりの路が織りなす風景 **【概要版】**

1 ガイドラインの位置づけ

ガイドラインP1

桜島の眺望やまちなみ景観など同エリアにふさわしい景観・デザインについて、**基本的な方向性を示す**ことにより、同エリアにおける建築物の建築及び公共土木施設等の整備に反映し、**良好な景観形成と魅力向上を図る**。



2 本港区エリアまちづくりの考え方

ガイドラインP2~4

- 古くからの歴史がある本港区(1844年頃：新波止)
- 市街地が隣接し、自然景観や歴史・文化に恵まれる
- 同エリアまちづくりランドデザインの実現



3 ガイドラインの対象区域

ガイドラインP5



4 配慮の方針

ガイドラインP6~7

- Point 1** 錦江湾や桜島、歴史的建造物等の景観資源に配慮します
- Point 2** めぐり、たたずみ、のぞむことができる、歩行者目線での良好な景観形成を目指します
- Point 3** 多様な来訪者が行き交い集う魅力的な空間形成を目指します



5 回遊動線と視点場の設定

ガイドラインP8~21

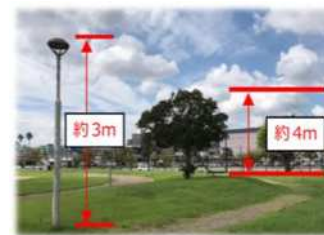
- **めぐりの路**: 魅力を感じられるルート (回遊動線)
- ▽ 同エリアの魅力を感じられる場所を回遊動線上の視点場
- ◆ **のぞみの場**: 錦江湾・桜島への眺望確保が必要
- **たたずみの場**: まちなみや港の活動を立ち止まり眺める



6 配慮する事項

ガイドラインP22~34

- 建築物等の高さ
- のぞみの場からの見通し確保 ウォーターフロント側の樹木等の高さ
- オープンスペース, 回遊性の確保
- 水際空間
- まちなみ形成
- 建築物等のファサード
- 色彩
- 屋外広告物
- 屋根・屋上
- 駐車場・駐輪施設
- 夜間景観の演出
- 道路及び緑地・緑化
- イベント時の緩和
- ユニバーサルデザイン等



壁面後退・セパレーション空間例 質の高い自家用広告物の例



7 配慮についての協議・調整

ガイドラインP34

建築物等の建築及び公共土木施設等の整備を実施する際に、**事業者等は港湾管理者との協議の場を設け**, 設計・施工段階における景観・デザインに関して本ガイドラインの反映状況等について、**確認・調整を行う**。